

平成 2 6 年度第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」次第

平成 2 6 年 6 月 2 5 日（水）午後 6 時～
足立区役所中央館 8 階 特別会議室

1．子ども支援専門部会長挨拶

2．議事

【審議・調査事項】

1．子ども・子育て支援新制度施行に伴い区が策定すべき基準について

＜子ども家庭課、子ども・子育て支援課、子ども・子育て施設課、住区推進課＞資料 1 別紙資料

【報告事項】

なし

「子ども支援専門部会」

平成 2 6 年 6 月 2 5 日

件 名	子ども・子育て支援新制度施行に伴い区が策定すべき基準について
所 管 部 課	子ども家庭部子ども家庭課 子ども・子育て支援課 子ども・子育て施設課 地域のちから推進部住区推進課
内 容	【本日の会議の要旨】 子ども・子育て支援新制度のサービス提供主体となるためには、『認可』と『確認』を受ける必要があります。 区が『認可』及び『確認』を行うにあたり策定すべき基準は、次の2つです。 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 また、これら『認可』及び『確認』に関する上記2つの基準とは別に、児童福祉法の改正により、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を、条例で定めることとされています。 本日は、これら3つの基準の内容について、検討していただきます。
	1 基準策定の背景
	2 認可と確認について

子ども・子育て支援新制度における教育・保育は、下表に掲げた施設(1)や事業(2)に分類されます。												
この施設や事業の設備及び運営の基準を、国が定める基準を踏まえ、区が条例で定めることとされています。この基準は、利用する子どもの身体的及び社会的な発達のために定めるもので、施設・事業者が守るべき規程になります。基準の求める要件を満たし、新制度上の対象施設・事業者となるためには、『認可』と『確認』の手順を経る必要があります。												
<table><tr><th>区分</th><th>定員</th><th>対象児童</th><th>施設・事業名</th></tr><tr><td>教育・保育施設(1)</td><td>20 人以上</td><td>0～5 歳</td><td>・認定こども園 ・認可保育所 ・幼稚園（定員の下限設定なし）</td></tr><tr><td>地域型保育事業(2)</td><td>19 人以下</td><td>0～2 歳</td><td>・家庭的保育事業(例：保育ママ) ・小規模保育事業(例：小規模保育室) ・居宅訪問型保育事業(例：ベビーシッター) ・事業所内保育事業(定員の上限設定なし。 例：病院内保育所)</td></tr></table>	区分	定員	対象児童	施設・事業名	教育・保育施設(1)	20 人以上	0～5 歳	・認定こども園 ・認可保育所 ・幼稚園（定員の下限設定なし）	地域型保育事業(2)	19 人以下	0～2 歳	・家庭的保育事業(例：保育ママ) ・小規模保育事業(例：小規模保育室) ・居宅訪問型保育事業(例：ベビーシッター) ・事業所内保育事業(定員の上限設定なし。 例：病院内保育所)
区分	定員	対象児童	施設・事業名									
教育・保育施設(1)	20 人以上	0～5 歳	・認定こども園 ・認可保育所 ・幼稚園（定員の下限設定なし）									
地域型保育事業(2)	19 人以下	0～2 歳	・家庭的保育事業(例：保育ママ) ・小規模保育事業(例：小規模保育室) ・居宅訪問型保育事業(例：ベビーシッター) ・事業所内保育事業(定員の上限設定なし。 例：病院内保育所)									

(1) 認可と確認の関係
幼稚園・認可保育所等の事業者が保育事業を行うにあたっては、はじめに、認可の権限のある者(認可権者)による『認可』を受ける必要があります。また、認可を受けた施設・事業者が新制度における財政支援を受けるためには、確認の権限のある者(確認権者)から『確認』を受けなければなりません。

(2) 認可権者と確認権者

施設・事業	認可権者	確認権者
教育・保育施設(1)	都道府県・政令市・中核市	区
地域型保育事業(2)	区	区



家庭的保育事業等の設備
及び運営に関する基準



特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業の
運営に関する基準

(3) 認可と確認の手続きの流れ

	施設・事業者		認可権者又は確認権者
認可	認可申請	→	認可基準等による審査 ・ 資格要件、欠格要件等の審査 ・ 需給状況の確認
	結果通知の受理	←	結果通知の発送
確認	確認申請	→	申請内容の審査 ・ 上記の認可を受けている施設・事業者であるか ・ 確認基準の内容を満たしているか
	結果通知の受理	←	結果通知の発送
	事業開始		給付費(委託費)の支給

3 区が策定すべき基準のポイント

平成 26 年 4 月 30 日に公布された府省令で示された『従うべき基準(1)』と『参酌すべき基準(2)』の内容に基づき、下記のとおり、区としての基準を条例で定めます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(別紙資料 1)

家庭的保育事業等に従事する者の資格とその数など、ほぼ国基準どおりの内容としますが、一部の内容について区独自の基準とします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(別紙資料 2)

全ての規定事項について、国基準どおりとします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(別紙資料 3)

学童保育室事業に従事する者の資格とその数など、ほぼ国基準どおりの内容としますが、一部の内容について区独自の基準とします。

1 従うべき基準：必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準です。

2 参酌すべき基準：条例制定にあたり、十分に参照したうえで判断しなければならない基準です。ただし、十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

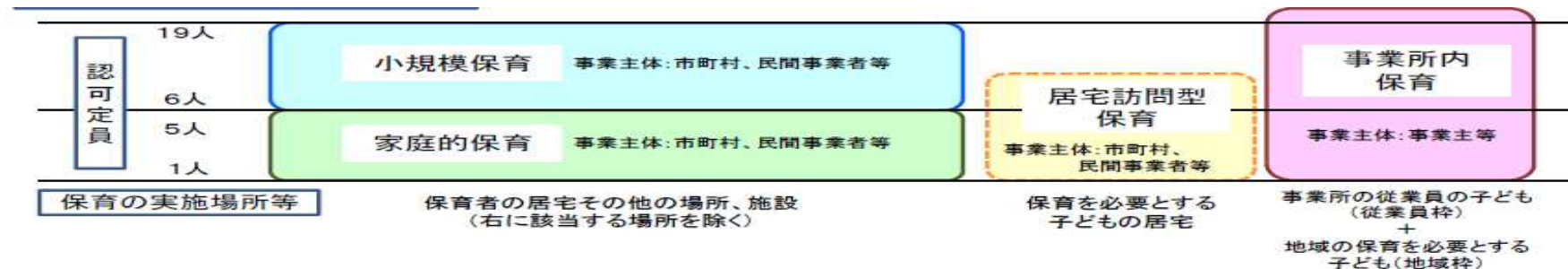
別紙資料1

1 基準制定の趣旨

新制度において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4類型について、区の認可事業として位置づけられました。これに伴い、4類型の事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、区が条例で定めるものです。

2 家庭的保育事業等の概要

類型	内容
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数で保育を実施する事業です。保育者の居宅やその他の場所で保育を行います。 例) 家庭福祉員(保育ママ)
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育を実施する事業です。保育を目的とした様々なスペースで行います。規模に応じて、以下の3つの類型が想定されています。 ・A型: 保育所分園に近い類型 ・B型: 保育所分園と家庭的保育の中間的な類型 ・C型: 家庭的保育に近い類型 例) 小規模保育室
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅で、1対1を基本として保育を実施する事業です。主に、特別なケアが必要な子どもの保育や、保護者の夜間勤務等に対応します。 例) いわゆるベビーシッター
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を実施する事業です。従業員の子どものだけでなく、地域において保育を必要とする子どもに対しても保育を実施します。 例) 病院内保育所



3 基準策定にあたっての区の全般的な考え方

国の示した基準は、各規定事項の最低基準を定めたものであるため、国基準に準じた規定とすることを基本としつつ、現行の各事業の保育の質の維持又は向上の観点により、「国基準と同水準」又は「国基準より高める基準」とするかを判断して、区基準を定めることとします。

4 主な規定事項

保育室・屋外遊戯場 【国基準と同じ】

国基準 『従』:従うべき基準 『参』:参酌すべき基準

項目	国基準(保育室等) 参	国基準(屋外遊戯場) 参	国基準(耐火基準) 参	区基準
家庭的保育	【22 条】 保育を行う専用の部屋 面積 9.9 m ² 以上 (1 人につき 3.3 m ² 以上)	【22 条】 同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、 3.3 m ² 以上	【22 条】 ・火災報知機及び消火器設置 ・消火訓練、避難訓練の定期的な実施	国基準と同じ
小規模 A 型 小規模 B 型 小規模 C 型	【28・32・33 条】 満 2 歳未満 ・乳児室 ・ほふく室 満 2 歳以上 ・保育室 ・遊戯室 1 人につき、 3.3 m²以上 1 人につき、 1.98 m²以上	【28・32・33 条】 屋外遊戯場(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、 3.3 m ² 以上	【28・32・33 条】 保育室等を 2 階以上に設ける場合、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること	国基準と同じ
居宅訪問型	【38 条】 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画			国基準と同じ
事業所内 (20 人以上)	【43 条】 満 2 歳未満 ・乳児室(1 人につき、1.65 m ² 以上) ・ほふく室(1 人につき、3.3 m ² 以上) 満 2 歳以上 ・保育室 ・遊戯室	【43 条】 満 2 歳以上を入所させる場合、屋外遊戯場(付近の代替地も可) 満 2 歳以上の幼児 1 人につき、 3.3 m ² 以上	【43 条】 保育室等を 2 階以上に設ける場合は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること	国基準と同じ
事業所内 (19 人以下)	【48 条】 小規模 A 型 ~ C 型と同じ	【48 条】 小規模 A 型 ~ C 型と同じ		国基準と同じ

認証保育所 B 型の
現行の施設基準は 2.5 m²以上

区としての考え方

当該基準は最低基準を定めたものであって、異なる内容を規定する理由はないため、国基準どおりとします。

なお、現行の認証保育所 B 型の施設基準は、「0・1 歳児の乳児室又はほふく室の面積基準、1 人につき 2.5 m²以上」となっています。しかしながら、認証保育所 B 型が新制度の小規模保育事業となる場合の基準は、保育の質を向上させる目的からも、国基準に合わせて「1 人につき 3.3 m²以上」とします。

連携施設 【国基準のとおり】

項目	国基準(職員配置人数) 従	国基準(経過措置) 従	区基準
家庭的保育	[6 条] 連携施設の確保が必要 保育内容の支援 代替保育 卒園後の受け皿	【附則 3 条】 連携施設の確保が著しく困難な場合は、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	国基準と同じ
小規模 A ～ C 型			国基準と同じ
居宅訪問型			国基準と同じ
事業所内			国基準と同じ

区としての考え方

連携施設の確保については、「卒園後の受け皿」など今後検討すべき課題があるため、国基準にならい 5 年間の経過措置を置き、移行準備期間を設けます。

連携施設とは？

小規模であり、かつ、対象年齢が 3 歳未満である小規模保育事業等については、以下の内容で連携・協力する認可保育所や幼稚園等の連携施設を設けることとされています。

保育内容の支援：具体例として、連携施設との交流保育、行事等への参加などが挙げられます。

代替保育：家庭的保育者（保育ママ）等が病気などを理由に保育が実施できない場合に、連携施設で保育ママに代わって保育を行います。

卒園後の受け皿：小規模保育事業等は対象年齢が 3 歳未満であるため、3 歳以降も引き続き保育の利用を希望する保護者については、3 歳の進級時に連携施設での受け入れを行います。

保育士・保育従事者等 【国基準と同じ。ただし、小規模B型の職員の資格要件は国基準よりも高めた区基準を設定】

項目	国基準(職員配置人数) 従	国基準(資格要件) 従	区基準
家庭的保育	【23 条】 0～2 歳児 3:1() (家庭的保育補助者を置く場合、5:2) 職員 3 人に対して、子ども 1 人。以下同様。	【23 条】 家庭的保育者 (+ 家庭的保育補助者)	国基準と同じ
小規模A型	【29・31 条】 0 歳児 3:1 1・2 歳児 6:1	【29 条】 保育士	国基準と同じ
小規模B型	3 歳児 20:1 4 歳児以上 30:1 上記区分の合計数に 1 を加えた数以上	【31 条】 保育士(半数以上)	保育士(6 割以上)
小規模C型	【34 条】 0～2 歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	【34 条】 家庭的保育者 (+ 家庭的保育補助者)	国基準と同じ
居宅訪問型	【39 条】 0～2 歳児 1:1	【39 条】 家庭的保育者	国基準と同じ
事業所内 (20 人以上)	【44 条】 0 歳児 3:1 1・2 歳児 6:1 3 歳児 20:1 4 歳児以上 30:1 保育者 2 人を下回ることはいない。	【44 条】 保育士	国基準と同じ
事業所内 (19 人以下)	【47 条】 小規模A型・B型と同じ	【47 条】 保育士(半数以上)	国基準と同じ

「保育士」 : 保育士資格所有者

「家庭的保育者」 : 市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

「家庭的保育補助者」 : 市町村長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの

区としての考え方

現行の認証保育所(定員 19 人以下)と小規模保育室については、新制度における小規模保育事業B型に移行する見込みです。

同事業における保育士の割合は「半数以上」とされていますが、現行の職員配置基準が「職員配置基準の人数のうち、保育士が 6 割以上」とされており、新制度移行後も現行の保育の質を確保する必要があるため、小規模保育事業B型の資格要件は国基準(半数以上)よりも高い基準(6 割以上)で規定することとします。

食事の提供 【国基準と同じ】

項目	国基準(方法) 従	国基準(設備) 従	国基準(職員) 従	国基準(経過措置) 従	区基準
家庭的保育	【15・16 条】 自園調理 調理業務の全部委託 又は連携施設等からの搬入も可	【16 条】 調理設備	【23 条】 調理員 調理業務を全部委託 又は搬入施設から食事を搬入する場合、置かないことができる。	【附則 2 条】 施行日の前日において現に事業を行っている者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。	国基準と同じ
小規模 A 型 小規模 B 型	【15・16 条】 自園調理 調理業務の全部委託 又は連携施設等からの搬入も可	【16 条】 調理設備	【29・31・34 条】 調理員 調理業務を全部委託 又は搬入施設から食事を搬入する場合、置かないことができる。		国基準と同じ
小規模 C 型					
居宅訪問型					
事業所内 (20 人以上)	【15・16 条】 自園調理 調理業務の全部委託 又は連携施設等からの搬入も可	【43 条】 調理室 事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。	【44・47 条】 調理員 調理業務を全部委託 又は搬入施設から食事を搬入する場合、置かないことができる。		国基準と同じ
事業所内 (19 人以下)		【16 条】 調理設備			

区としての考え方

従うべき基準として最低基準を定めたものであって、異なる内容を規定する理由はないため、国基準どおりとします。

ただし、現行の家庭福祉員における食事は、事業者が調理・委託している状況ではなく、利用者が弁当を持参しています。家庭福祉員が新制度に移行するにあたっては、この食事の提供方法について検討しなければならず、新制度への移行準備期間を設ける必要があるため、国基準にならない、5 年間の経過措置を設けます。

用語解説

【従うべき基準と参酌すべき基準】

従うべき基準
本資料の国基準「**従**」

必ず適合しなければならない基準であって、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準です。

参酌すべき基準
本資料の国基準「**参**」

条例制定にあたり、十分に参照したうえで判断しなければならない基準です。ただし、十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されます。

特定教育・保育施設及び特定保育事業の運営に関する基準について

1 基準制定の趣旨

新制度では、認可を受けている教育・保育施設と地域型保育事業について、施設・事業者からの申請に基づき、区が子ども・子育て支援法に基づく給付対象の施設・事業となることを「確認」し、給付費(委託費)を支払うことになります。

この「確認」を行うための基準を、区が条例で定めるものです。

2 基準策定にあたっての区の全般的な考え方

国基準の内容は、各規定事項の最低基準を定めたものであり、現行の施設・事業と比較して質の維持又は向上につながるものであるため、全ての規定事項について国基準と同水準とします。

3 主な規定事項

項目 共通 :教育保育施設と地域型保育との共通の基準

利用定員【国基準のとおり】

国基準 「従」:従うべき基準 「参」:参酌すべき基準

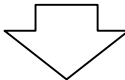
項目	国基準																																
利用定員 共通	【4 条】【37 条】施設・事業の区分に応じ、1号から3号までの認定区分ごとに利用定員を定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th><th>定員</th><th>認定区分の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特定教育・保育</td><td>認定こども園</td><td>20 人以上</td><td>1 号～3 号認定</td></tr> <tr> <td>保育所</td><td>20 人以上</td><td>2 号・3 号認定</td></tr> <tr> <td>幼稚園</td><td>最低利用定員数の設定なし</td><td>1 号～3 号認定</td></tr> <tr> <td rowspan="5">特定地域型保育</td><td>家庭的保育事業</td><td>1 人以上 5 人以下</td><td>3 号認定</td></tr> <tr> <td>小規模保育室 A・B 型</td><td>6 人以上 19 人以下</td><td>3 号認定</td></tr> <tr> <td>小規模保育室 C 型</td><td>6 人以上 10 人以下 ()</td><td>3 号認定</td></tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td><td>1 人</td><td>3 号認定</td></tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td><td>上限の設定なし</td><td>3 号認定(雇用する労働者の子どもとその他の子どもごと)</td></tr> </tbody> </table> 当該基準の施行の日から起算して 5 年を経過するまでは、6 人以上 15 人以下			施設区分		定員	認定区分の範囲	特定教育・保育	認定こども園	20 人以上	1 号～3 号認定	保育所	20 人以上	2 号・3 号認定	幼稚園	最低利用定員数の設定なし	1 号～3 号認定	特定地域型保育	家庭的保育事業	1 人以上 5 人以下	3 号認定	小規模保育室 A・B 型	6 人以上 19 人以下	3 号認定	小規模保育室 C 型	6 人以上 10 人以下 ()	3 号認定	居宅訪問型保育事業	1 人	3 号認定	事業所内保育事業	上限の設定なし	3 号認定(雇用する労働者の子どもとその他の子どもごと)
施設区分		定員	認定区分の範囲																														
特定教育・保育	認定こども園	20 人以上	1 号～3 号認定																														
	保育所	20 人以上	2 号・3 号認定																														
	幼稚園	最低利用定員数の設定なし	1 号～3 号認定																														
特定地域型保育	家庭的保育事業	1 人以上 5 人以下	3 号認定																														
	小規模保育室 A・B 型	6 人以上 19 人以下	3 号認定																														
	小規模保育室 C 型	6 人以上 10 人以下 ()	3 号認定																														
	居宅訪問型保育事業	1 人	3 号認定																														
	事業所内保育事業	上限の設定なし	3 号認定(雇用する労働者の子どもとその他の子どもごと)																														
			従																														

区としての考え方

従うべき基準として最低基準を定めたものであって、異なる内容を規定する理由はないため、国基準どおりとします。

なお、現行施設は、本項目で定められた定員に従って新制度へ移行する必要がある、今後はどの区分に移行するのかを定員以外の職員配置や施設基準なども踏まえながら、検討していきます(例えば、認証保育所の小規模保育室B型への移行など)。

説明・同意、正当な理由のない提供拒否の禁止【国基準のとおり】

項目	国基準	
説明・同意 共通	保護者 ← (説明) 幼稚園・保育園等 家庭的保育事業者等 【5条】【38条】教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、選択に資すると認められる必要な重要事項(運営規程の概要、利用者負担、職員体制等)の説明を行い、同意を得なければならない。	従
申込に対する 正当な理由のない提供拒否の禁止等 共通	保護者 (<ア>申込) → ← (<イ>選考・提供) 幼稚園・保育園等 家庭的保育事業者等 ← (<ウ>あっせん) 区 <ア>【6条】【39条】施設・事業者は、利用申込を受けた場合、正当な理由のない提供拒否は禁止される。(応諾義務)  <定員を超えた申込みがあった場合の取扱い> 選考方法をあらかじめ保護者に明示 1号認定(幼稚園・認定こども園) 「抽選」「先着順」「設置者の教育・保育に関する理念に基づく選考」など、公正な方法による選考 2号・3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育) 保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考 <イ>【22条】【48条】施設・事業者は、利用定員を超えて提供を行ってはならない。 ただし、年度中における需要の増大への対応、災害・虐待その他のやむを得ない場合を除く。 <ウ>【7条】【40条】施設・事業者は、区が行うあっせん、調整及び要請に対して、できる限り協力しなければならない。	従 参 従

区としての考え方

従うべき基準、参酌基準ともに、最低基準として異なる内容を規定する理由はないため、国基準どおりとします。

ただし、利用定員を超える受入れが、条文上は年度中における需要の増大への対応等事由が限定されており、年度当初からの定員を超えた受入が想定されていません。この点については、今後示される予定である国の方針に従い、区の考えを整理していきます。

教育・保育の取扱方針【国基準のとおり】

項目	国基準		
取扱方針 共通	[15 条] [44 条] 施設・事業の区分に応じ、幼稚園教育要領、保育所保育指針等に沿った教育保育の提供を適切に行わなければならない。		従
	特定教育・保育	認定こども園 保育所 幼稚園	
		保育所保育指針及び幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼稚園教育要領	
	特定地域型保育	家庭的保育事業者等	
	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を行う。		
評価 共通	[16 条] [45 条] 自ら提供する教育・保育の質の評価し、改善すること(自己評価) 定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善に努めること(第三者評価)		参
運営規程 共通	[20 条] [46 条] 運営についての重要事項に関する規程を定めること 目的・方針、職員体制、提供日、利用者負担、利用定員、利用の留意事項(選考方法含)など		参

区としての考え方

従うべき基準、参酌基準ともに、最低基準として異なる内容を規定する理由はないため、国基準どおりとします。
 なお、評価の実施、運営規程の策定などについて、各事業者に対して周知していきます。

利用者負担受領【国基準のとおり】

項目	国基準		
負担受領 共通	[13 条] [43 条] 教育・保育や地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 それ以外に、教育・保育に必要な物品や行事参加等の費用など、上乗せ徴収することも可。 ただし、徴収額や理由を書面明示することが必要である。		従

区としての考え方

従うべき基準として最低基準を定めたものであり、異なる内容を規定する理由はないため、国基準どおりとします。
 なお、利用者負担額については、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に諮問したうえで、決定していきます。

円滑な接続に資する連携【国基準のとおり】

項目	国基準					
小学校等との連携 教育・保育施設	【11 条】小学校における教育等との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。				参	
	特定教育・保育	認定こども園	教育・保育の終了に際し、連携施設の確保が必要			
		保育所	<ア>小学校における教育			
		幼稚園	<イ>他の教育・保育施設等			
特定教育・保育施設等との連携 地域型保育	【42 条】保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な保育が継続的に提供できるよう、連携施設を確保しなければならない。				従	
	特定地域型保育	家庭的保育事業	連携施設の確保が必要			【附則 5 条】 連携施設の確保が著しく困難な場合、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
		小規模保育室 A・B 型	<ア>保育内容の支援			
		小規模保育室 C 型	<イ>代替保育の提供			
		事業所内保育事業	<ウ>卒園後の受け皿 ただし、20 人以上の事業所内保育は<ア><イ>を除く。			
		居宅訪問型保育事業	障がい、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児を保育する場合、あらかじめ、連携する障がい児入所支援施設を適切に確保すること			

区としての考え方

従うべき基準、参酌基準ともに、最低基準として異なる内容を規定する理由はないため、国基準どおりとします。

地域型保育における連携施設の確保は、「卒園後の受け皿」など今後検討すべき点があるため、国基準にならい、5年間の経過措置を置き、移行準備期間を設けます。

連携施設とは？

小規模であり、かつ、対象年齢が3歳未満である小規模保育事業等については、以下の内容で連携・協力する認可保育所や幼稚園等の連携施設を設けることとされています。

保育内容の支援：具体的には、連携施設との交流保育、行事等への参加などが挙げられます。

代替保育：家庭的保育者（保育ママ）等が病気などを理由に保育が実施できない場合に、連携施設で保育ママに代わって保育を行います。

卒園後の受け皿：小規模保育事業等は対象年齢が3歳未満であるため、3歳以降も引き続き保育の利用を希望する保護者については、3歳の進級時に連携施設での受け入れを行います。

用語解説

【従うべき基準と参酌すべき基準】

従うべき基準 本資料の国基準「従」	必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準です。
参酌すべき基準 本資料の国基準「参」	条例制定にあたり、十分に参照したうえで判断しなければならない基準です。ただし、十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されます。

【参考：用語の解説】

用語	用語の意味
支給認定	保護者の申請に基づく、就学前子どもの区分についての認定 1号認定：教育標準時間認定（主に認定こども園、幼稚園を利用） 2号認定：満3歳以上保育認定（主に認定こども園、保育所を利用） 3号認定：満3歳未満保育認定（主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用）
利用定員	認可定員の範囲内で、施設ごとに設定する人数
教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
特定教育・保育施設	区が、施設型給付費の対象と確認する教育・保育施設
特定教育・保育	特定教育・保育施設で受ける教育・保育
地域型保育	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
特定地域型保育事業者	区が、地域型保育給付費の対象と確認する地域型保育事業者
特定地域型保育	特定地域型保育事業者から受ける地域型保育

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

別紙資料3

1 基準制定の趣旨

新制度では、区長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するために、本事業の設備及び運営の最低基準を条例で定めるものとされています。また、事業者は、最低基準を常に向上させるように努めるものとされています。そのための区の基準を定めるものです。

2 基準策定にあたっての区の全般的な考え方

原則として全て国基準に従いますが、参酌すべき基準については、国の専門委員会の意見等をふまえ、現状に合わせ一部加筆します。

3 主な規定事項

項目	国基準の概要	足立区基準案	区の考え方
対象児童 (第5条) 参酌基準	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの	国基準のとおり	低学年を優先に選考します。 特別支援児、その他家庭に事情のある児童にも配慮します。
非常災害対策 (第6条) 参酌基準	放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	国基準に加筆 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する <u>防災マニュアル等を備え</u> 、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、 <u>少なくとも年2回以上実施するものとし</u> 、定期的にこれを行わなければならない。	雇児発第 0530 第 1 号 平成 26 年 5 月 30 日 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」による技術的助言に従います。(区の現状どおり)

項目	国基準の概要	足立区基準案	区の考え方
施設・設備 (第9条) 参酌基準	- 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 - 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	国基準に加筆 <u>ただし、静養するための機能を備えた区画については、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各事業所の実情に応じた対応とすることができる。</u> 国の専門委員会意見のとおり	区の現状は、静養するための区画を備えた学童保育室はわずかであり、新たに設けることが困難な状況です。 今後、室ごとにカーテン等で仕切るなどの対応を検討していきます。
従事する者の資格 (第10条) 従うべき基準	放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都知事が行う研修を修了した者。 ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ・幼稚園、小・中・高校教諭となる資格を持つ者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又は、これらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めた者	国基準のとおり	現在従事している職員については、都実施予定の研修を受ければ、条件を満たすことができます。

項目	国基準の概要	足立区基準案	区の考え方
従事者の配置 (第10条) 従うべき基準	○放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。	国基準のとおり	区の現状は、定員40名の場合、2名以上の職員を配置しています。また、特別支援児がいる場合は、加配をしています。
集団の規模 (10条) 参酌基準	1室あたりの児童の数は、おおむね40人以下とする。	国基準に加筆 <u>なお、児童数がおおむね40人を超える場合は、集団を分けるなど児童の安全に配慮した対応を行うものとする。</u> 国の専門委員会意見のとおり	区の現状は、1室あたりの定員の最大は50名です。 従来の放課後児童クラブガイドラインでは、1室最大70人まで可とされていました。
開所日数 (第18条) 参酌基準	1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	国基準のとおり	区の現状は、日曜日及び国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除いた日は開室しています。一般事業者も対象の基準のため、国基準のとおりとします。
開所時間 (第18条) 参酌基準	小学校の授業の休業日については、1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	国基準のとおり	区の現状は、朝8時半から夕方6時までの延長保育を実施しています。また、25室で朝8時から夜7時までの特別延長保育を実施しています。一般事業者も対象の基準のため、国基準のとおりとします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

各家庭的保育事業等に共通の事項

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
総則	最低基準と家庭的保育事業者等 【第4条】	1 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	家庭的保育事業者等の一般原則 【第5条】	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなくてはならない。 6 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
総則	保育所等との連携 【第6条】	家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、保育の提供の終了後も満三歳児以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定子ども園（以下「連携施設」）を適切に確保しなければならない。 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう）を提供すること。 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第41条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	従	国の基準のとおり	連携施設の確保については、「卒園後の受け皿」など今後検討すべき課題があるため、国基準にならって経過措置を置き、5年間の移行準備期間を設けることを考えています。
	家庭的保育事業者等と災害被害 【第7条】	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。		国の基準のとおり	現在も災害対策として、非常災害に関する年間計画を策定しています。また、月1回、避難訓練を実施しています。
	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件 【第8条】	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理性を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。		国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
総則	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等 【第9条】	1 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準のとおり	現在も、年5回、研修を実施するとともに、都の研修を案内するなど、職員の資質向上に努めています。
	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設置及び職員の基準 【第10条】	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	参・従	国の基準のとおり	現在は、他の社会福祉施設と併設の事業者はいませんが、今後の参入を見据えて、国の基準のとおり規定します。
	利用乳幼児を平等に取り扱う原則 【第11条】	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	虐待の禁止 【第12条】	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	懲戒に係る権限の濫用禁止 【第13条】	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その他の権限を濫用してはならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	衛生管理等 【第14条】	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）には、必要な医薬品その他の医療品を備える	参	国の基準のとおり	現在も研修を実施したり、随時情報を提供するなど、衛生管理に努めています。また、包帯やガーゼ等必要な医療品等は既に備えています。

総則		とともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。			
	食事 【第 15 条】	1 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所は除く）内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	従	国の基準のとおり	小規模保育（認証保育所、小規模保育室）では自園調理を行っていますが、家庭的保育（家庭福祉員、グループ保育室）では給食の提供をしていません。家庭的保育の食事の提供方法については、今後検討していく必要がありますので、国の基準にならって経過措置を置き、5年間の移行準備期間を設けることを考えています。
	食事の提供の特例 【第 16 条】	次の要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は、利用乳幼児に対する食事の提供について、次に規定する搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においても、当該家庭的保育事業所にて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。 【要件】 食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等であり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な	従	国の基準のとおり	現在、搬入による食事の提供は行っていません。搬入による方法を含めて、食事の提供方法を検討していきます。

総則		注意を果たし得るような体制及び調理業務の委託者との契約内容が確保されていること。 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区の栄養士による必要な配慮が行われること。 調理業務の受託者を当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事 こと。 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 【搬入施設】 連携施設 当該家庭的保育事業者等と同一又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 学校給食法第 3 条第 2 項に規定する義務教育諸学校又は同法第 6 条に規定する共同調理場（離島等の地域で の搬入施設の確保が困難な場合に限る。）			
	利用乳幼児及び職員の健康診断 【第 17 条】	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、児童相談所等での乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合、これが利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当する場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合、家庭的保育事業者等は、児童相談所等での利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3 利用開始時の健康診断、定期又は臨時の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用	参	国の基準のとおり	健康診断と細菌検査を年 1 回ずつ実施しています。小規模保育の調理員と 0 歳児クラスの保育士は、毎月検便を実施しています。

総則		乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は児童福祉法第 24 条第 6 項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者に勧告しなければならない。 4 職員の健康診断は、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。			
家庭的保育事業所等内部の規程【第 18 条】	家庭的保育事業所等は、運営規程（事業の運営についての重要事項に関する規程）を定めておかなければならない。 【規程内容】 事業の目的及び運営の方針 提供する保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 保護者負担費用の種類、支払を求める理由及びその額 利用定員 事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 緊急時等の対応方法 非常災害対策 虐待防止のための措置に関する事項 その他事業の運営に関する重要事項	参	国の基準のとおり	現在も、各事業所ごとに運営規程を設けていますが、左記の全ての規定内容を掲げてはおりません。新制度施行に向けて、事業者に対して左記の規定すべき内容を周知し、不足する部分については補足していきます。	
家庭的保育事業所等に備える帳簿【第 19 条】	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	国の基準のとおり	既に帳簿は整理されています。	
秘密保持等【第 20 条】	1 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密をもらしてはならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じなければならない。	従	国の基準のとおり	守秘義務は現在も課されているものであり、研修等の場でも注意を促しています。	
苦情への対応【第 21 条】	1 家庭的保育事業者等は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法第 24 条第 6 項の規定による	参	国の基準のとおり	苦情の受付については、現在も迅速かつ適切な対応を心がけています。	

		措置に係る区市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。			
--	--	--	--	--	--

家庭的保育事業

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
家庭的保育事業	設備の基準 【第 22 条】	家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く）であって、次の要件を満たすものとして、区市町村長が適当と認める場所で実施するものとする。 【要件】 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 専用の部屋の面積は 9.9 m²以上(3 人を超えて保育する場合は、乳幼児 1 人につき 3.3 m²を加えた面積)であること。 保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地を含む）があること。 の庭の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 m²以上であること。 火災報知機及び消火器の設置、消火訓練、避難訓練を定期的実施すること。	参・従	国の基準のとおり	家庭的保育事業へは、現在の家庭福祉員(保育ママ)の移行を想定しています。左記基準は、保育ママの現行基準とも同水準であるため、国の基準のとおりとします。ただし、調理設備については、現在は利用者による弁当持参であるため、5 年間の移行準備期間を設けるを含めて、食事の提供方法を検討していきます。
	職員 【第 23 条】	1 家庭的保育事業等を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員をおかなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者は、区市町村長が行う研修（区市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区市町村長が認める者で、次のいずれにも該当する者とする。 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。 児童福祉法第 18 条の 5 各号及び同法第 34 条の 21	従	国の基準のとおり	嘱託医は、現在、近隣の小児科医に協力を依頼しています。 調理員については、5 年間の移行準備期間を設けるを含めて、食事の提供方法とともに検討していきます。 2、3 の職員に関する基準は、最低基準であり、現行の保育ママの基準と同水準

家庭的保育事業		第1項第4号()のいずれにも該当しない者。 〔保育士の欠格事由〕 第18条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 (3) この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 (4) 第18条の19第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 〔養育里親の欠格事由等〕 第34条の20 本人又はその同居人が次の各号(同居人にあつては、第1号を除く。)のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。 一 略 二 略 三 略 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従	国の基準のとおり	であるため、国の基準のとおりとします。
	保育時間 【第24条】	保育時間は1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行うものが定めるものとする。	参	国の基準のとおり	現在も、8時から17時まで、保育を実施しています。
	保育の内容 【第25条】	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

	保護者との連絡 【第 26 条】	家庭的保育事業者は、保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	国の基準のとおり	現在も、連絡手帳を活用したり、朝夕の送迎時に密に連絡を取り合うなど、保護者の理解、協力を得られるよう努めています。
--	---------------------	---	---	----------	---

小規模保育事業

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
通則	小規模保育事業の区分 【第 27 条】	小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。	従	国の基準のとおり	小規模保育事業の区分を定義したものであり、国の基準のとおりとします。
小規模保育事業 A 型	設備の基準 【第 28 条】	小規模保育事業所 A 型の設備の基準は、次のとおりとする。 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業 A 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場（付近の代替地を含む）調理設備及び便所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 m²以上、屋外遊戯場の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。 【要件】 イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築	参・従	国の基準のとおり	左記の基準を含めて、その他小規模保育事業 A 型の要件を満たす認証保育所（19 人以下）、小規模保育室の移行を想定しています。

小規模保育事業A型		物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。			国の基準のとおり																		
		□ 保育室等が設けられている階に応じ、次の表の区分ごとに、同表に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。																					
		<table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td rowspan="2">2 階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="2">3 階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="2">4 階以上の階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する</td></tr></table>				階	区分	施設又は設備	2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する
		階				区分	施設又は設備																
		2 階				常用	1 屋内階段 2 屋外階																
						避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																
		3 階				常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																
						避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																
		4 階以上の階				常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段																
						避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する																

		<table><tr><td></td><td>構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr></table>		構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段			
	構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段						
		ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30m以下となるように設けられていること。 二 小規模保育事業所 A 型の調理設備(スプリンクラーや自動消火装置が設けられ、調理設備外部への延焼防止措置がとられている場合を除く。)以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又は近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ホ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。					
小規模保育事業 A 型	職員 【第 29 条】	1 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型は、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に 1 を加えた数以上とする。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人	従	国の基準のとおり	現在も、保育士 10 割、嘱託医及び調理員を設置済の保育室がありますので、これら要件を満たした保育室が小規模保育事業 A 型へ移行することを想定しています。		

小規模保育事業 A 型		満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従		
	準用 【第 30 条】	第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。	-	国の基準のとおり	第 24 条から第 26 条までと同様の考え方です。
小規模保育事業 B 型	職員 【第 31 条】	1 小規模保育事業所 B 型には、保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として区市町村長が行う研修（区市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型は、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従	一部変更 『半数以上』 ↓ 『6 割以上』 これ以外は、国の基準のとおり	小規模保育事業 B 型には、現行の認証保育所（19 人以下）と小規模保育室の移行を予定しています。 職員の配置基準のうち、保育士の割合については、現行の職員配置基準が 6 割以上となっているため、保育の質を落とさないためにも、国基準（半数以上）よりも高い基準（6 割以上）を考えています。 その他の規定については、国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	準用 【第 32 条】	第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模保育事業 B 型について準用する。	-	国の基準のとおり	第 24 条から第 26 条までと同様の考え方です。
小規模保育事業 C 型	設備の基準 【第 33 条】	小規模保育事業所 C 型の設備の基準は、次のとおりとする。 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業 C 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満	参・従	国の基準のとおり	小規模保育事業 C 型には、現行のグループ保育室の移行を予定していますが、現状のまま移行できるものと想定しています。

小規模保育事業C型		たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。			
	職員 【第34条】	1 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員をおかなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型は、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従	国の基準のとおり	嘱託医は、現在、近隣の小児科医に協力を依頼しています。 調理員については、5年間の移行準備期間を設けるかを含めて、食事の提供方法とともに検討していきます。 2の職員に関する基準は、最低基準であり、現行のグループ保育室の基準と同水準であるため、国の基準とおりとします。
	利用定員 【第35条】	小規模保育事業所C型は、児童福祉法第6条の3第10項()の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。 保育を必要とする乳児・幼児であつて満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	準用 【第36条】	第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。	-	国の基準のとおり	第24条から第26条までと同様の考え方です。

居宅訪問型保育事業

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
居宅訪問型 保育事業	居宅訪問型保育 事業 【第 37 条】	居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 4 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 児童福祉法第 24 条第 6 項に規定する措置に対応するために行う保育 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区市町村が認める乳幼児に対する保育 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると区市町村が認めるものにおいて行う保育	従	国の基準のとおり	居宅訪問型保育事業は、新制度施行に伴い区の認可事業となるものです。新制度施行後の参入を見据えて、国の基準のとおり規定します。
	設備及び備品 【第 38 条】	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	職員 【第 39 条】	居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	居宅訪問型保育 連携施設 【第 40 条】	居宅訪問型保育事業者は、第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区市町村の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
居宅訪問型 保育事業	準用 【第 41 条】	第 24 条から第 26 条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。	-	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

事業所内保育事業

事業所内保育事業		国の基準			足立区の基準	
条項	項目				基準案	考え方
事業所内保育事業	利用定員の設定 【第 42 条】	事業所内保育事業者は、次の表に掲げる利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて区市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。		参	国の基準のとおり	事業所内保育事業は、新制度施行に伴い区の認可事業となるものです。新制度後の参入を見据えて、国の基準のとおり規定します。
		利用定員数	その他の乳児又は幼児の数			
		1 人以上 5 人以下	1 人			
		6 人以上 7 人以下	2 人			
		8 人以上 10 人以下	3 人			
		11 人以上 15 人以下	4 人			
		16 人以上 20 人以下	5 人			
		21 人以上 25 人以下	6 人			
		26 人以上 30 人以下	7 人			
		31 人以上 40 人以下	10 人			
		41 人以上 50 人以下	12 人			
		51 人以上 60 人以下	15 人			
61 人以上 70 人以下	20 人					
71 人以上	20 人					

事業所内保育事業	設備の基準 【第 43 条】	保育所型事業所内保育事業（定員 20 名以上）を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 乳児室又の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 1.65 m²以上であること。 ほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替地を含む）調理室及び便所を設けること。 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 m²以上、屋外遊戯場の面積は満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上であること。 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 保育室を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。 【要件】 イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている階に応じ、次の表の区分ごとに、同表に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。	参・従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。			
	<table><tr><td>階</td><td>区分</td><td>施設又は設備</td></tr><tr><td rowspan="2">2 階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr></table>	階				区分	施設又は設備	2 階
階	区分	施設又は設備						
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段						
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段						

事業所内保育事業

		2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が非難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。

二 保育所型事業所内保育事業所の調理室(スプリンクラーや自動消火装置が設けられ、調理室外部への延焼防止措置がとられている場合を除く。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室

	の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又は近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。 ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。			
職員 【第 44 条】	1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員をおかななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所は、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一つにつき 2 人を下回ることはできない。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従 従	国の基準のとお	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
事業所内保育事業	連携施設に関する特例 【第 45 条】	保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、児童福祉法第 6 条第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	準用 【第 46 条】	第 24 条から第 26 条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。	-	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	職員 【第 47 条】	1 小規模型事業所内保育事業（定員 19 名以下）を行う事業所には、保育従事者（保育士その他保育に従事する職員として区市町村長が行う研修（区市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業又は搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所は、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次に掲げる区分に応じ、各区分の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人 満 3 歳以上満 4 歳未満の児童 おおむね 20 人につき 1 人 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人 3 保育士の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	準用 【第 48 条】	第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。	-	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

附則

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
附則	食事の提供の経過措置 【第2条】	この省令の施行日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事、調理設備、調理員の規定は、適用しないことができる。	従	国の基準のとおり	各事業ともに、食事の提供方法については、検討すべき課題があるため、国の基準のとおり、5年間の経過措置を設けることを考えています。
	連携施設に関する経過措置 【第3条】	特定地域型保育事業は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準のとおり	各事業ともに、連携施設については、検討すべき課題があるため、国の基準のとおり、5年間の経過措置を考えています。
	小規模保育事業B型に関する経過措置 【第4条】	家庭的保育者（第23条第2項）又は家庭的保育補助者（第23条第3項）は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業に従事する保育従事者とみなす。	従	国の基準のとおり	国の基準にならい、経過措置を置くことを考えています。
	利用定員に関する経過措置 【第5条】	小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	従	国の基準のとおり	国の基準にならい、経過措置を置くことを考えています。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

特定教育・保育施設の運営に関する基準

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
利用定員に関する基準	利用定員【第4条】	1 認定こども園及び保育所は、利用定員の数 を 20 人以上とする。(幼稚園は最低利用定員数の設定なし) 2 次に掲げる施設の区分に応じ、1 号から 3 号までの認定の区分ごとに利用定員を定める。ただし、3 号認定の区分は、満 1 歳に満たない子どもと満 1 歳以上の子どもに区分して定める。 (1) 認定こども園 1 号認定から 3 号認定までの子どもの区分 (2) 幼稚園 1 号認定の子どもの区分 (3) 保育所 2 号認定及び 3 号認定の子どもの区分 認定の区分 ・ 1 号認定：保育を必要としない満 3 歳以上の小学校就学前子ども ・ 2 号認定：保育を必要とする満 3 歳以上の小学校就学前子ども ・ 3 号認定：保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前子ども	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。 現行の区立認定こども園及び保育所の認可定員は、20 人以上です。 なお、認定こども園の利用定員は、現行どおり、3 号を設定しないことも可能です。
運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意【第5条】	特定教育・保育の提供開始にあたっては、保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について保護者の同意を得なければならない。 【説明の方法】 保護者からの申し出があった場合は、文書の交付に代えて、メール等による電子ファイルの交付によることも可	従	国の基準のとおり	事業者基準の内容を周知していきます。
			参	国の基準のとおり	同上

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
運営に関する基準	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 【第6条】	利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 【定員を上回る申込みがあった場合】 1号認定を受けた子ども(幼稚園又は認定こども園)の場合は、「抽選」、「先着順」、「設置者の教育・保育に関する理念・基本方針に基づく選考」など、公正な方法により選考しなければならない。 2号・3号認定を受けた子ども(保育所又は認定こども園)の場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考する(区が利用調整を行う) 、 のいずれの場合も、選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行わなければならない。	従	国の基準のとおり	現行は保育所・区立認定こども園(長時間保育)が利用調整の対象であり、新制度移行後も同様です(2号・3号)。 幼稚園は新制度移行後も、これまで通り、園に直接申込を行い、定員を超えて申込があった場合は、園で選考することになります(1号)。
		自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介するなどの措置を速やかに講じなければならない。		国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	あっせん、調整及び要請に対する協力 【第7条】	特定教育・保育施設は、区が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	受給資格等の確認 【第8条】	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、保護者が提示する支給認定証により、支給認定の有無等の確認を行う。	参	国の基準のとおり	【新規】支給認定証には、保育の必要性の認定内容(事由、保育必要量、優先利用等)が示されます。
	支給認定の申請に係る援助 【第9条】	1 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、速やかに支給認定の申請がなされるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更申請が遅くとも保護者が受けている認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参	国の基準のとおり	【新規】事業者に左記の基準の内容を周知していきます。

運営に関する基準	心身の状況等の把握 【第 10 条】	特定教育・保育の提供にあたっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と照らし合わせ、区として異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	小学校等との連携 【第 11 条】	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等で継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、小学校等との密接な連携に努めなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。 現行の幼稚園教育要領や保育所保育指針でも、小学校との連携について定められているところです。
	教育・保育の提供の記録 【第 12 条】	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。 現行の幼稚園教育要領解説や保育所保育指針でも、保育の記録について定められているところです。
	利用者負担額等の受領 【第 13 条】	特定教育・保育を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。それ以外に、実費徴収(日用品、文房具等の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、食事の提供に要する費用など)・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができるが、その際は、あらかじめ徴収する額や徴収理由を書面によって明示しなければならない。	従	国の基準のとおり	【変更】利用者負担は、保育所と同様に、新制度に移行する幼稚園等も、応能負担(所得に応じた負担)となります。利用者負担額は、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に諮問した上で決定していきます。
	施設型給付費等の額に係る通知等 【第 14 条】	1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費又は特例施設型給付費の支給を受けたときは、保護者に対してその額を通知しなければならない。 2 法定代理受領を行わない特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る費用の支払いを受けた場合	参	国の基準のとおり	【新規】事業者に左記の基準の内容を周知していきます。

		は、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。			
	特定教育・保育の取扱方針【第 15 条】	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、認定こども園は幼稚園教育要領及び保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、適切に特定教育・保育を提供しなければならない。	従	国の基準のとおり	新たに策定された幼保連携型認定こども園教育・保育要領、従来からの幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、適切な教育・保育を提供していきます。
	特定教育・保育に関する評価等【第 16 条】	特定教育・保育施設は、自ら教育・保育の質の評価を行うとともに、保護者その他関係者による評価又は外部の者による評価を定期的に受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	相談及び援助【第 17 条】	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、その子ども又は保護者に対し、適切に相談・助言等を行わなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
運営に関する基準	緊急時等の対応【第 18 条】	特定教育・保育施設の職員は、子どもに体調の急変等が生じたときは、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	支給認定保護者に関する区への通知【第 19 条】	特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区に通知しなければならない。	参	国の基準のとおり	【新規】国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	運営規程【第 20 条】	教育・保育施設は、運営規程(施設の運営についての重要事項に関する規程)を定めなければならない。 【規程内容】 施設の目的及び運営の方針 提供する教育・保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額 利用定員	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。

運営に関する基準		施設の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用定員を超える申込みがあった場合の選考方法を含む。) 緊急時における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項			
	勤務体制の確保 【第 21 条】	1 特定教育・保育施設は、適切に特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。現行の幼稚園教育要領と保育所保育指針でも、研修について定められているところです。
	定員の遵守 【第 22 条】	利用定員を超えて、教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要増大への対応、要保護児童や保育を必要とする乳児・幼児に対する措置への対応、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国の基準のとおり	【新規】利用定員を超える受入れが、条文上は年度中における需要の増大への対応等事由が限定され、年度当初からの定員を超えた受入が想定されていません。この点は今後示される予定の国方針に従い、区の考えを整理していきます。
	掲示 【第 23 条】	施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制など利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	支給認定子どもを平等に取り扱う原則 【第 24 条】	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
運営に関する基準	虐待等の禁止 【第 25 条】	施設の職員は、支給認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	懲戒に係る権限の濫用禁止 【第 26 条】	幼保連携型認定こども園及び保育所の長は、支給認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定()により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 児童福祉施設の長、その住居において保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を行う者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のために必要な措置をとることができる。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	秘密保持等 【第 27 条】	1 施設の職員は正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 職員であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 関係機関(小学校等)に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	情報の提供等 【第 28 条】	1 教育・保育施設は、保護者が適切に施設を選択することができるよう、提供する特定教育・保育内容の情報提供に努めなければならない。 2 施設について広告をする場合は、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参	国の基準のとおり	事業者は左記の基準の内容を周知していきます。
	利益供与等の禁止 【第 29 条】	1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの代償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、地域型	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

運営に関する基準		保育を行う者等から、子ども又はその家族を紹介することの代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。			
	苦情解決 【第30条】	1 特定教育・保育施設は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 保護者等から苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 保護者等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 区が教育・保育給付に関して行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行わなければならない。また、区からの求めがあったときは、当該改善の内容を区に報告しなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	地域との連携等 【第31条】	特定教育・保育施設は、地域との交流に努めなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	事故発生の防止及び発生時の対応 【第32条】	1 特定教育・保育施設は、事故発生(再発)を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 事故発生防止のための指針の整備 職員へ改善策を周知するための体制の整備 事故発生防止のための委員会、研修の定期的な開催 2 事故が発生した場合は、速やかに区及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。 3 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。 4 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	会計の区分 【第33条】	教育・保育の事業会計とその他事業の会計とを区分しなければならない。	参	国の基準のとおり	【新規】事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	記録の整備 【第34条】	1 教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。

		2 支給認定子どもに関する次に掲げる記録を整備し、5年間保存しなければならない。 第15条第1項に規定する取扱方針に基づく保育提供にあたっての計画 第12条に規定する教育・保育の提供記録 第19条に基づく区への通知に係る記録 第30条第2項に規定する苦情内容等の記録 第32条第3項に規定する事故の状況等の記録			
特例施設型給付費に関する基準	特別利用保育の基準 【第35条】	保育所が1号認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。 都道府県、指定都市等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守すること。 当該利用に係る1号認定子どもの数及び利用中の2号認定子どもの総数が、当該保育所の2号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	国の基準のとおり	【新規】事業者は左記の基準の内容を周知していきます。
	特別利用教育の基準 【第36条】	幼稚園が2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。 学校の設備、編成その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る。)を遵守すること。 当該利用に係る2号認定子どもの数及び利用中の1号認定子どもの総数が、当該幼稚園の1号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	国の基準のとおり	【新規】事業者は左記の基準の内容を周知していきます。

特定地域型保育事業者の運営に関する基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
利用定員に関する基準	利用定員 【第37条】	1 家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定の区分を定める。 2 小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下(当該基準の施行日から起算して5年を経過する日までは、6人以上15人以下)とし、3号認定の区分を定める。 3 居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定の区分を定める。 4 事業所内保育事業は、その雇用する労働者の小学校就学前子どもと、その他の小学校前子どもごとに、3号認定の区分を定める。 5 3号認定の区分は、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。 小規模保育事業A型、B型及びC型 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の規定による類型で、保育所分園に近い類型(A型)、家庭的教育(グループ型小規模保育)に近い類型(C型)、その中間的な類型(B型)に区分されている。	従	国の基準のとおり	現行施設は、本条で定められた定員に従って新制度へ移行する必要がある、今後はどの区分に移行するのかを定員以外の職員配置や施設基準なども踏まえながら、検討していきます。(例えば、認証保育所の小規模保育室B型への移行など)
運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意 【第38条】	特定地域型保育の提供開始にあたっては、保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について保護者の同意を得なければならない。	従	国の基準のとおり	事業者には基準の内容を周知していきます。
		【説明の方法】 保護者からの申し出があった場合は、文書の交付に代えて、メール等による電子ファイルの交付によることも可	参	国の基準のとおり	同上

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
運営に関する基準	正当な理由のない提供拒否の禁止 【第 39 条】	1 利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 定員を上回る申込みがあった場合は、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもを優先的に選考する。なお、当該選考は、あらかじめ選考方法を保護者に明示したうえで行わなければならない。	従	国の基準のとおり	【変更】現行は保育所・区立認定こども園(長時間保育)が利用調整の対象である。これに加え、新制度では家庭的保育・小規模保育事業等も区に申込み、利用調整の対象となる。
		3 提供体制の確保が困難であるなど自ら事業の提供が困難である場合は、連携施設その他適切な事業等を紹介するなど速やかな措置を講じなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	あっせん、調整及び要請に対する協力 【第 40 条】	特定地域型保育事業者は、区が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	心身の状況等の把握 【第 41 条】	特定地域型保育の提供にあたっては、支給認定子どもの心身の状況等の把握に努めなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
特定教育・保育施設等との連携 【第 42 条】		1 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、「保育内容に関する支援」、「代替保育の提供」、「卒園後の受け皿」について連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。 2 居宅訪問型保育事業者は、障がい、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児を保育する場合は、あらかじめ、連携する障がい児入所支援施設を適切に確保しなければならない。 3 利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業者は、「保育内容に関する支援」、「代替保育の提供」について、特定教育・保育施設に連携協力を求めることを要しない。	従	国の基準のとおり	【新規】地域型保育における連携施設の確保は、「卒園後の受け皿」など今後検討すべき点があることから、国基準にならい、経過措置を置き、5 年間の移行準備期間を設けることを考えています。
		4 特定地域型保育事業者は、保育提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設での教育・保育へ円滑に移行されるよう、密接な連携に努めなければならない。	参	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
運営に関する基準	利用者負担額等の受領 【第 43 条】	特定地域型保育事業者は、保護者から当該保育事業等に係る利用者負担額を受領するものとする。それ以外に、実費徴収（日用品、文房具等の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用、食事の提供に要する費用など）・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができるが、その際は、あらかじめ額や徴収理由を明示しなければならない。	従	国の基準のとおり	【変更】利用者負担は、新制度に移行する家庭的保育・小規模保育等も応能負担に変更となります。利用者負担額は、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会に諮問した上で決定していきます。
	特定地域型保育の取扱方針 【第 44 条】	特定地域型保育事業者は、保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、適切に保育を提供しなければならない。	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
	特定地域型保育に関する評価等 【第 45 条】	特定地域型保育事業者は、自らその提供する保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	運営規程 【第 46 条】	特定地域型保育事業者は、運営規程（事業の運営についての重要事項）を定めなければならない。 【規程内容】 事業の目的及び運営の方針 提供する特定地域型保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額 利用定員 施設の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用にあたっての選考方法を含む。） 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
運営に関する基準	勤務体制の確保等 【第 47 条】	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供できるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、事業所ごとに、当該事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	定員の遵守 【第 48 条】	利用定員を超えて、特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要増大への対応、保育を必要とする乳児・幼児に対する措置への対応、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	記録の整備 【第 49 条】	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 支給認定子どもに関する次に掲げる記録を整備し、5年間保存しなければならない。 第44条に基づく特定地域型保育の提供にあたっての計画 第 12 条(第 50 条により準用)に規定する特定地域型保育の提供記録 第 19 条(第 50 条により準用)に基づく区への通知に係る記録 第 30 条第 2 項(第 50 条により準用)に規定する苦情内容等の記録 第 32 条第 3 項(第 50 条により準用)に規定する事故の状況等の記録	参	国の基準のとおり	事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
	準用 【第 50 条】	第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条から第 19 条まで、第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業に準用する。	—	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
特例地域型 保育給付費 に関する基 準	特別利用地域型 保育の基準 【第 51 条】	特定地域型保育事業者が 1 号認定の子どもに対し特別利 用地域型保育（ ）を提供する場合には、次に定めるところ によらなければならない。 区が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営 についての基準を遵守すること。 当該保育に係る 1 号認定子どもの数及び利用中の 3 号認定子ども(対象となる 2 号認定子どもを含む)の 総数が、当該事業所について定められた利用定員の 数を超えないものとする。 特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むも のとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったう えで適用する。 () 特別利用地域型保育：1 号認定子どもに対して提供さ れる地域型保育	従	国の基準のとおり	【新規】事業者に左記の基 準の内容を周知していき ます。
特例地域型 保育給付費 に関する基 準	特定利用地域型 保育の基準 【第 52 条】	特定地域型保育事業者が 2 号認定の子どもに対し特定利 用地域型保育（ ）を提供する場合には、次に定めるところ によらなければならない。 区が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営 についての基準を遵守すること。 当該保育に係る 2 号認定子どもの数及び利用中の 3 号認定子ども(対象となる 1 号認定子どもを含む)の 総数が、当該事業所について定められた利用定員の 数を超えないものとする。 特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むも のとして、本基準の規定を必要な読替えを行ったう えで適用する。 () 特定利用地域型保：2 号認定子どもに対して提供さ れる地域型保育	従	国の基準のとおり	【新規】事業者に左記の基 準の内容を周知していき ます。

附則

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
特定保育所に関する特例	特定保育所に関する特例 【第2条】	特定保育所（ ）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条（利用者負担額等の受領）及び第19条（支給認定保護者に関する市町村への通知）における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条に規定する委託費に関する規定に読み替えて適用し、特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、第6条（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）及び第7条（あつせん、調整及び要請に対する協力）の規定は適用しない。 （ ）特定保育所：特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所（私立保育所のこと）	従	国の基準のとおり	国の基準と異なる内容を規定する事情・特性もないことから、国の基準のとおりとします。
施設型給付費等に関する経過措置	施設型給付費等に関する経過措置 【第3条】	1 特定教育・保育施設が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条（利用者負担額等の受領）の規定を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき、必要な読替えを行ったうえで適用する。 2 特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第13条（利用者負担額等の受領）の規定を、子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき、必要な読替えを行ったうえで適用する。	従	国の基準のとおり	【新規】事業者に左記の基準の内容を周知していきます。
利用定員に関する経過措置	利用定員に関する経過措置 【第4条】	小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を「6人以上15人以下」とする。	従	国の基準のとおり	国の基準にならい、経過措置を設けることを考えています。
連携施設に関する経過措置	連携施設に関する経過措置 【第5条】	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業（ ）による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区市町村が認める場合は、第42条第1項本文の規定（特定教育・保育施設等との連携）にかかわ	従	国の基準のとおり	【新規】地域型保育における連携施設の確保は、「卒園後のけ皿」など今後検討すべき点があることから、国基準にならい経過措置

		らず、この府令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業		を置き、5年間の移行準備期間を設けることを考えています。
--	--	---	--	-------------------------------------

公的給付制度(施設型給付・地域型給付)の創設に伴い、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなど不誠実な対応を行う施設や事業者に対し、区が条例により過料を課すことができるとされている。

放課後児童健全育成事業（学童保育室運営事業）の設備及び運営に関する基準について

本則

従：従うべき基準 参：参酌すべき基準

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
第 1 条	趣旨（従うべき基準、それ以外の基準を規定）	1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 2 項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第 10 条（第 4 項を除く。）及び附則第 2 条の規定による基準 法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のものとする。	—	国の基準のとおり	基準の趣旨、取り扱いについての規定のため、同様とします。 具体的な基準については、5 条、7 条、9 条、13 条で規定します。

		2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。			
第2条	最低基準の目的	法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	—	国の基準のとおり	基準の目的についての規定のため、同様とします。 具体的な基準については、5条、7条、13条で規定します。
第3条	最低基準の向上	1 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	—	国の基準のとおり	基準の取り扱いについての規定のため、同様とします。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
第4条	最低基準と放課後児童健全育成事業者	1 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	—	国の基準のとおり	基準の取り扱いについての規定のため、同様とします。
第5条	放課後健全育成事業の一般原則	1 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参	国の基準のとおり	低学年を優先に選考します。特別支援児、その他家庭に事情のある児童にも配慮していきます。

		4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。			
第 6 条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	参	国基準に加筆 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する<u>防災マニュアル等を備え、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u> 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、<u>少なくとも年 2 回以上実施するものとし、定期的にこれを行わなければならない。</u>	雇児発第 0530 第 1 号 平成 26 年 5 月 30 日 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」による技術的助言に従います（区の現状どおり）。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
第7条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。
第8条	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	1 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。
第9条	設備の基準	1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事	参	国基準に加筆 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 <u>ただし、静養するための区画</u>	区の現状は、静養するための区画を備えた学童保育室はわずかであり、新たに設けることが困難な状況です。今後、カーテン等で仕切るなどの対応を検討していきます。

		業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。		<u>については、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各事業所の実情に応じた対応とすることができ</u> <u>る。</u> <u>国の専門委員会意見のとおり</u>	
第10条	職員	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 保育士の資格を有する者 社会福祉士の資格を有する者 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による1	従	国基準に加筆	2 区の現状は、定員40名の場合、2名以上の職員を配置しています。また、特別支援児がいる場合は、加配をしています。 3 現在従事している職員については、都実施予定の研修を受ければ、条件を満たすことができます。

		2年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	従	
--	--	--	---	--

		外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの			
		4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参	4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 <u>なお、おおむね40人を超える場合は、集団を分けるなど児童の安全に配慮した対応を行うものとする。</u> <u>国の専門委員会意見のとおり</u>	4 区の現状は、1室あたりの定員の最大は50名です。 従来の放課後児童クラブガイドラインでは、1室最大70人まで可とされていました。

		5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	従		
第11条	利用者を平等に取り扱う原則	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。
第12条	虐待等の禁止	放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。
第13条	衛生管理等	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
第 1 4 条	運営規程	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 事業の目的及び運営の方針 職員の職種、員数及び職務の内容 開所している日及び時間 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 利用定員 通常の事業の実施地域 事業の利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他事業の運営に関する重要事項	参	国の基準のとおり	一般事業者も対象の基本的な共通事項のため、国基準のとおりとします。
第 1 5 条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	国の基準のとおり	一般事業者も対象の基本的な共通事項のため、国基準のとおりとします。
第 1 6 条	秘密保持等	1 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
第 17 条	苦情への対応	1 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。
第 18 条	開所時間及び日数	1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間	参	国の基準のとおり	1 区の現状は、朝 8 時半から夕方 6 時までの延長保育を実施しています。また、25 室で朝 8 時から夜 7 時までの特別延長保育を実施しています。

		2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。			2 区の現状は、日曜日及び国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除いた日は開室しています。 一般事業者も対象の基準のため、国基準のとおりとします。
第19条	保護者との連絡	放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。
第20条	関係機関との連携	放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参	国基準に加筆 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校、<u>放課後子ども教室</u>等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	多くの児童が放課後子ども教室に参加しているため、区の現状に合わせ加筆します。

条項	項目	国の基準		足立区の基準	
				基準案	考え方
第 2 1 条	事故発生時の対応	1 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	参	国の基準のとおり	現状どおり 従来は放課後児童クラブガイドラインで規定されていました。

附則

第 1 条	施行期日	この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。		国の基準のとおり	国が定めた省令の取り扱いに従います。
第 2 条	職員の経過措置	この省令の施行の日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間、第 1 0 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。		国の基準のとおり	国が定めた省令の取り扱いに従います。

平成 26 年 6 月 20 日

足立区教育委員会子ども家庭部子ども家庭課

平成 26 年度第 1 回足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」(5 月 27 日開催)

主なご意見・ご質問 に対する 対応方針・回答 について

1 3 号 0 歳児の「量の見込み」について

【ご意見】

0 歳児について、現状(25 年度)の保育需要率が 17.7%であるのに対し、27 年度は 35.2%と見込まれている。実績との乖離が著しいのではないか。

【対応方針】

既に 5 月 27 日開催の子ども支援専門部会配付資料 別紙資料 1 の 11 ページでお示した補正(以下「補正 A」とします)を実施しているところですが、再度検討した結果、依然としてニーズが過大に出ていると判断し、追加の補正を検討しています。

今月になり、内閣府より「0 歳児の量の見込みが多く出ているため、国において育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近い量の見込みを算出する方法を検討し、示す予定である。」との通知を受けました。

区において、0 歳児の量の見込みについて、国から今後示される方法を踏まえ、育児休業後の確保方策と合わせ、追加の補正を行うかどうかを検討していきます。

↓【参考】国の考えは現時点で示されていませんが、区で検討している追加の補正方法は下記のとおりです。

<考え方>

見込まれているニーズのうち、「本来は 1 歳以降も育児休業取得が希望だが、“保育園に入るため”に育児休業取得期間を短くし 0 歳で復帰している世帯」の分については、今後 1 歳以降に係る施設・事業の整備が進むことにより、1 歳以降のニーズであると考えられるため、0 歳の量の見込みから控除します。なお、この考え方は国の手引きにおいても補正方法の例として示されております。

<追加の補正方法>

ニーズ調査(問 34-3)より、育児休業取得期間の“希望”が「1 歳以上」で、かつ“実際”が「1 歳未満」であった世帯の平均割合 26.2%

平成 24 年度東京都福祉保健基礎調査結果()より、「母親の育児休業の取得期間の現実と理想にギャップがある理由」が「希望の時期に保育所に入所できないから」という割合(一番下の子どもの年齢 1 歳未満) 48.0%

足立区のニーズ調査票ではこの割合を算出できる質問を設定していなかったため、当該調査結果より引用します。

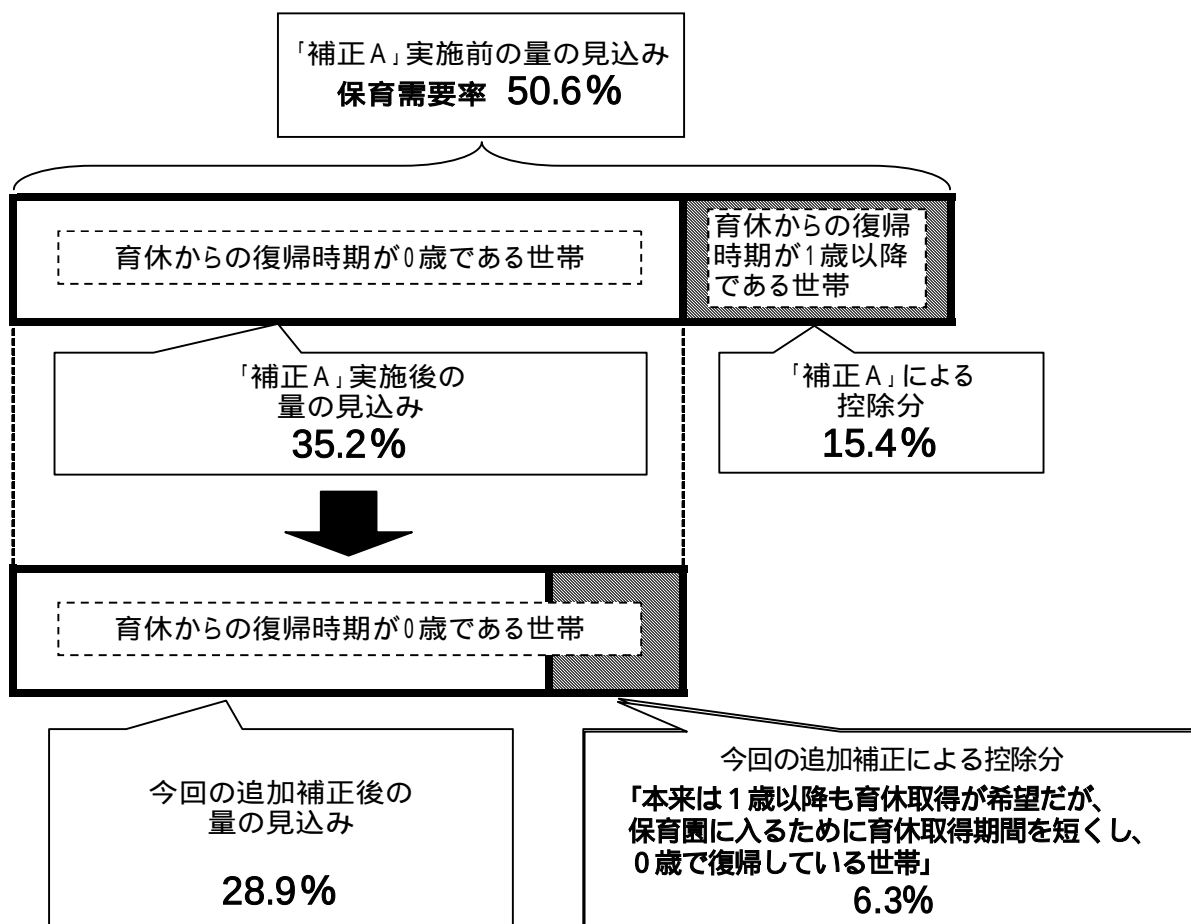
上記 の割合を用い、控除すべき割合を算出します。

$$\times = 12.6\%$$

$$50.6\% \text{ (「補正 A」実施前の 3 号 0 歳児保育需要率)} \times 12.6\%$$

$$= 6.3\% \text{ (控除すべき割合)}$$

<イメージ図>



<追加の補正後の「量の見込み」(7ブロックの合計)>

1,564 人 (保育需要率 28.9%)

7ブロックごとの5年間の「量の見込み」は7ページを参照願います

2 幼稚園の在園児を対象とした一時預かりの「量の見込み」について

【ご意見】

24 年度の実績が 179,344 人日 / 年であるのに対し、27 年度の量の見込みは 367,758 人日 / 年であり、乖離が著しいのではないか。

【対応方針】

1 号認定園児分については 5 月 27 日開催の子ども支援専門部会配付資料 別紙資料 1 の 13 ページでお示した「手引き内容を一部変更」による補正を行っていますが、2 号認定園児分については補正を行っていませんでした。ご意見を受け、2 号認定園児分についてもニーズが過大に出ていると判断し、下記の補正を行います。

<考え方および補正方法>

2 号認定園児分の量の見込みについては、国の手引き上、利用意向率を「100%」で算出することとされています。しかし、フルタイム×フルタイム世帯でも一時預かりを希望しない方がいるため、ニーズ調査（問 15）から求められる“フルタイム×フルタイム世帯で私立幼稚園を希望している世帯のうち、幼稚園の預かり保育を希望している世帯”の割合である「76.2%」を利用意向率として量の見込みを算出します。

<補正後の「量の見込み」>

289,750 人日 / 年

5 年間の「量の見込み」は 7 ページを参照願います

利用意向率を「100%」とするということは、幼稚園を希望する 2 号の世帯全員（100%）が幼稚園の預かり保育を利用するとして量の見込みを算出することを意味します。さらに国の手引きによる算出では、幼稚園を希望する 2 号の世帯の「就労日数」をそのまま「利用希望日数」としています。

ニーズ調査とは別に実施した「幼稚園園児保護者の就労状況等に関するアンケート」（実施時期：平成 25 年 9 月）の調査結果では、“フルタイム×フルタイム世帯でほぼ毎日預かり保育を利用している世帯”の割合は「52.9%」（52.9%で量の見込みを算定した場合、213,382 人日/年）でした。この結果からも、利用意向率を「100%」とした上で「就労日数＝利用希望日数」とする国の手引きによる算出では、過大な見込みになると考えられます。

3 1・2号(3～5歳)の「量の見込み」と推計人口との差について

【ご質問】

1・2号(3～5歳)の「量の見込み」と推計人口について、1,000人程度の差がある(推計人口の方が多い)。また、3～5歳の教育・保育利用者の実員(25年度)についても1,000人程度の差がある(人口の方が多い)。この差は何か。

【回答・対応方針】

- 25年度については実績であり、差分の年齢別内訳については下表のとおりです。

	3歳	4歳	5歳
人口 (ア)	5,691	11,175	
実員 (イ)	5,169	10,683	
差 (ア - イ)	522	492	
需要率 (イ ÷ ア)	90.8%	95.6%	

← 教育・保育利用者(3～5歳)

- ・実員 … “足立区在住の教育・保育利用者(待機児童及び区外施設の利用者も含む)”になります。ただし、区が利用状況を把握できていない施設の利用者は含まれていません。
- ・差 … 障がい児通所施設や区が利用状況を把握できていない施設(ベビーホテル、事業所内保育施設等)の利用者、在宅子育てなどが考えられます。

- 27年度以降の「量の見込み」については、国の手引きでは教育・保育のニーズとして算出されていない人数が多いことに鑑み、下記の補正(上方修正)を行います。

<考え方および補正方法> 5月27日開催の子ども支援専門部会配付資料の家庭類型については、別紙資料1の8ページを参照願います

国の手引きでは、「C'(フル×パート)・D(フル×専業主婦(夫))・E'(パート×パート)・F(無業×無業)」世帯(以下「短時間就労等世帯」とします)で「教育(私立幼稚園等)」を希望している世帯を「1号」のニーズとして算出していますが、短時間就労等世帯で「保育(認可保育園等)」を希望している世帯についてはどのニーズにも含めない(就労を理由としては保育の必要性の認定を受けられない世帯であるため「2号」のニーズには含めない)ことになっています。

しかしながら、短時間就労等世帯で「保育(認可保育園等)」を希望している世帯についても、実際には1号認定を受け「教育(私立幼稚園等)」を利用することもあるため、「1号」のニーズに含めることとします。

C'(フル×パート)・D(フル×専業主婦(夫))・E'(パート×パート)・F(無業×無業)世帯で
「保育(認可保育園等)」を希望している世帯
589人

<補正後の1号(3～5歳)の「量の見込み」>

8,433人

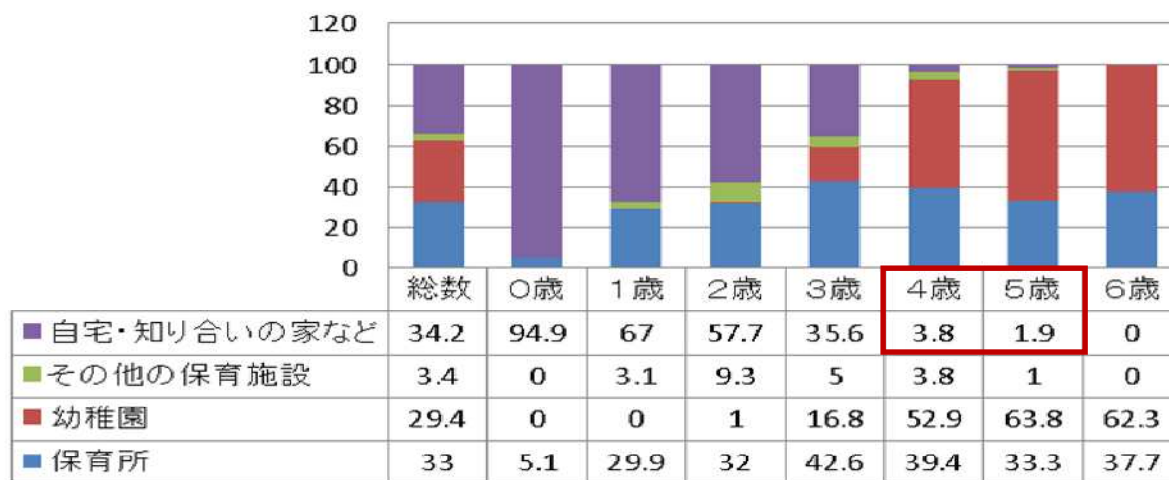
5年間の「量の見込み」は7ページを参照願います

	3歳	4歳	5歳
推計人口(ア)	16,564		
見込み(イ)	16,115		
差(ア-イ)	449		
需要率(イ÷ア)	97.3%		

← 1・2号(3～5歳)

(参考)平成21年度全国家庭児童調査結果より(厚生労働省実施) *基準日:12月1日現在

就学前教育・保育の構成割合(平成21年)



上記調査結果における年齢区分は「満年齢」であるため、量の見込みにおける『歳児』とは、異なります。例えば、上記調査結果の「3歳」は、量の見込みの『2歳児と3歳児』にあたります。

上記調査結果における「自宅・知り合いの家など」の4歳の割合は3.8%、5歳の割合は1.9%であり、補正後の量の見込みにおける3～5歳児(教育・保育を除く)の平均2.7%(100% - 需要率97.3%)とほぼ同割合になります。

4 教育（１号）の区域設定について

【ご意見】

２号（３～５歳）の保育ニーズはブロックごとに異なっており、裏を返せば１号（３～５歳）の教育ニーズもブロックごとに異なっているということになる。教育（１号）の区域設定は足立区全域を「１区域」とするとのことであるが、幼稚園の一時預かりを含め、整備するかどうかの判断ができるのか。

【回答】

教育（１号）については、園バスの送迎により通園圏が広域となっている現状があり、複数の区域を設定したとしても、現実の通園圏の再編は困難であるため、区全域で１区域としたところです。

たしかにブロックごとのニーズは異なっていますが、上記の現状のように園バスによる広域利用がある以上、区全域で整備するかどうかの判断をしていけばよいと考えています。

また、幼稚園の一時預かりについては、在園児を対象としているため、教育（１号）と同じ区域設定とする必要があると考えています。一時預かりのニーズ量は、ニーズ調査結果から把握できていますので、このニーズ量の確保に向けて、区全域で整備するかどうかの判断をしていくことになります。

なお、各私立幼稚園の利用定員については、園からの申請により、区が基準に照らし合わせて確認し、定めていきます。

5 共働き家庭の幼稚園利用について

【ご質問】

共働き家庭が幼稚園を利用する場合、新制度ではどうなるのか。

【回答】

幼稚園を利用する世帯は、以下（Ａ）と（Ｂ）の２つのパターンに分けられます。

「（Ａ）幼稚園のみを希望し、１号認定を受け、幼稚園に入園する世帯」

「（Ｂ）幼稚園と保育園を併願し、２号認定を受け、幼稚園に入園する世帯」

（Ａ）は、就労状況によらないため、専業主婦世帯であっても、夫婦ともにフルタイム勤務であっても、幼稚園のみを希望する世帯の全てが該当します。この場合は、１号の利用者負担及び施設型給付となり、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することになります。

（Ｂ）は、幼稚園入園後、保育園への転園を希望しない場合は、１号認定に変更することが考えられます。この場合は、（Ａ）と同様に１号の利用者負担及び施設型給付、一時預かり事業になります。

一方で、幼稚園入園後も、２号認定のままで引き続き保育園への入園を希望する場合は、利用者負担及び施設型給付、一時預かり事業について１号と同じ取扱となるか、１号と異なる取扱となるかは、現時点で国から示されていない状況です。